

# 小金塚自治会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、小金塚自治会と称する。

### (区域)

第2条 本会の地区は、伊勢原市高森 1022～1578 番地、3003～3009 番地、下糟屋 3025～3032 番地、3047～3050 番地、3110～3112 番地（小金塚地区）の区域とする。

### (主たる事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、伊勢原市高森 1380 番地（小金塚集会所）に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第4条 本会は、地域住民が隣保相助、親睦融和を図り、一致協力して、明るく住みよい地域社会を作ることをもって目的とする。

- (1) 地域住民の和合を図る
- (2) 地域住民の福祉の増進を図る
- (3) 域内の社会教育関係団体の育成を図る
- (4) その他本会の目的達成に必要と認める事項

### (事業)

第5条 本会の目的を達成するために、次の部を設け、事業を行う。

- (1) 福祉教養部  
会員のための福祉活動および教養を高めるための事業の計画実施。
- (2) 体育レクリエーション部  
会員の健康を増進し、体力の向上と融和を図る事業の計画実施。
- (3) 土木部環境衛生部  
道路、下水道の整備およびゴミ収集その他の環境衛生美化を図る事業の計画実施。
- (4) 防犯防災部  
防犯、防災及び交通安全を図る事業の計画実施。
- (5) その他必要と認めた事業

## 第3章 会員

### (会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

### (会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (入会)

第8条 第2条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### (退会等)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

#### 第4章 役員

##### (役員の種類)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 総務 2人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

##### (役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長およびその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

##### (役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 総務は、本会の運営を円滑に行うための事務全般に関する業務を行う。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監事は、次にあげる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

##### (役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により再任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第5章 総会

##### (総会の種類)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種類とする。

##### (総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

##### (総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

##### (総会の開催)

第17条 通常総会は、年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的に当たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第12条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(会員の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第22条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 定期総会における年次報告等に関する事項。
- (2) その他世帯単位の表決の必要が生じた事項。

(総会の書面評決等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適応については、その会員は出席したものとす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面評決及び評決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

## 第6章 役員会

(役員構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第26条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第27条 役員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

- 2 会長は、役員<sup>2</sup>の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足総数)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読みかえるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によってこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の決議を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会の4分の3以上の決議を得、かつ、伊勢原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

### (解散)

第38条 本会は、地方自治法260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑則

### (備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

### (委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (附則)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成24年3月31日までとする。

### (附則)

この規則は、平成25年5月14日から施行する。

### (附則)

この規則は、平成26年5月14日から施行する。

# 小金塚自治会内規

自治会運営に当たり、自治会規約に定めた以外の事項を内規として以下に定める。

## 会員規程

### (会員の種別)

第1条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員 戸建・マンション在住者で、本会への入会者を正会員とする。

(2) 準会員 アパート在住者で、アパート経営者または管理者を通じての入会者はこれを準会員とする。

(3) 賛助会員 本会の活動に賛同し、協力する企業等を賛助会員とする。

(附則)

この規定は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

## 自治会費細則

(会員の種別と納入金額)

第 1 条 自治会費は、会員の種別により次の金額とする。

- (1) 正会員 一戸当たり年額 3,600 円
- (2) 準会員 一戸当たり年額 3,000 円
- (3) 賛助会員 年額 5,000 円以上

(会費の納入方法)

第 2 条 自治会費は会長の発行する納付書により毎年 5 月に納入する。

第 3 条 一度納入した自治会費は、会員が転居または退会しても返却しないものとする。

第 4 条 年度の途中において本会に加入した者の自治会費は月割とする。

(会費の変更)

第 5 条 自治会費の変更は、代議員会で審議し、総会において決定する。

(附則)

この細則は、昭和 52 年 6 月 21 日から施行する。

(附則)

この細則は、平成 10 年 3 月 21 日から施行する。

(附則)

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この細則は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

## 隣組規程

(目的)

第 1 条 本会は、会の運営の円滑化を図るために、隣組を組織する。

(区域分け及び隣組長)

第 2 条 本会の区域を 6 ブロックに分け、それぞれを隣組と称し、隣組の戸数に応じて隣組長を置く。

- (1) 割地
- (2) 谷戸入
- (3) 寺下
- (4) 宮ノ越
- (5) 棗
- (6) 白金

(隣組長の選出及び任期)

第 3 条 隣組長の選出方法及び任期は、各隣組の自由とする。

(隣組長会議)

第 4 条 隣組長会議は、会長が招集する。

(隣組長の役割)

第5条 隣組長は、隣組長会議に出席し、会員の意向を会の運営に反映させるよう努めるとともに、会議の内容を会員に伝達する。

第6条 隣組長は、規約第5条に掲げる事業のいずれかの部活動の部員として事業を推進する役割を分担する。

第7条 隣組長は、新居住者があった場合、本会への入会をすすめ、加入の承諾を得たならば、「入会申込書」を速やかに会長に提出する。

第8条 新居住者の住所がいずれの隣組に属するか不明な場合は、隣接の隣組において協議して決定する。

(代理人)

第9条 隣組長が都合の悪い時は代理人を立てることができる。

(附則)

この規定は、昭和52年6月21日から施行する。

(附則)

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 代議員会規程

(趣旨)

第1条 本会の運営上重要な事項の審査決定及び総会に付議すべき事項を事前に審議するため代議員会を置く。

(代議員の委嘱)

第2条 代議員は、隣組規程に定める隣組長を会長が委嘱する。

(会議)

第3条 代議員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

(附則)

この規程は、昭和52年6月21日から施行する。

(附則)

この規程は、昭和55年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 役員選出細則

(目的)

第1条 規約第10条に規定する役員は、役員選出委員会を設け、以下の手続きにおいて選出する。

(役員推薦委員会)

第2条 役員推薦委員会は、本会区域の6ブロックより1名ずつ選ばれた隣組長6人をもって構成する。

2 6人の委員の互選により委員長を決定する。

3 委員長は、役員推薦委員会の責任者として役員候補者選定の取りまとめを行う。

(候補者名簿)

第3条 役員推薦委員会は、役員候補者を選定し、候補者にこの旨を伝え、了承を得て役員候補者名簿を作成する。

2 役員推薦委員会は、役員候補者を選定する際、現役員に相談することができる。現役員は新役員選出をスムーズに進めるため、可能な限り推薦委員会に協力するものとする。

3 役員推薦委員会は、役員候補者を選定する際、必要に応じて隣組長に要請し、候補者を推薦させることができる。役員推薦委員会の要請を受けた隣組長は、各ブロック内で協議し候補者1名を選出し、役員推薦委員会に報告するものとする。

(承認)

第4条 役員推薦委員会は、総会において役員候補者選定過程を説明し、承認を得る。

第5条 総会において役員候補者が不承認の場合は、役員推薦委員会は、再度役員推薦委員会を開き、役員候補者を選定して再提出する。

(附則)

この細則は、昭和63年3月19日から施行する。

(附則)

この細則は、平成5年3月28日から施行する。

(附則)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

## 集会所使用規程

(使用者の範囲)

第1条 本集会所の使用者は、原則として小金塚地区在住者とする。

(使用上の手続き)

第2条 集会所を使用するときは、次の手続きを行うものとする。

- (1) 使用希望者は、事前に集会所担当役員の許可を得る。
- (2) 申し込みが重なった場合は、申し込み順とする。

(使用の禁止)

第3条 次の目的での使用は禁止する。

- (1) 営利目的の場合。
- (2) 囲碁、将棋、マージャン、カード類等、金額・物品の多寡にかかわらず賭博行為とみなされる場合。

(使用時間)

第4条 集会所の使用時間は以下のとおりとする。

夏季(4月～10月) 午後11時まで

冬季(11月～3月) 午後10時まで

但し、地区外の団体は1日4時間以内とする。

(使用上の注意)

第5条 集会所を使用する場合は、以下の点を厳守する。

- (1) 室内の備品は、ていねいに取扱う。
- (2) 使用中は室内の換気に注意する。(暖房機を使う冬季には特に注意が必要)
- (3) ガスコンロ、タバコ等、火気には厳重に注意する。
- (4) 使用中、万が一破損が生じた場合、備品、消耗品を問わず集会所担当役員に報告し、指示を



仰ぐ。

(5) 使用後は必ず清掃及び整理整頓し、ごみは放置せず、必ず持ち帰る。

(使用料)

第6条 集会所の使用料は以下のとおりとする。

- (1) 会員及び地区内の団体は無料とする。
- (2) 地区外の団体は以下のとおり有料とする。

昼間 2,000 円

夜間 3,000 円

(附則)

この規程は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 25 年 5 月 14 日から施行する。

附則)

この規程は、平成 27 年 4 月 26 日から施行する。

## 災害時防災部規程

(目的)

第1条 本会は、規約第5条に定める防犯防災部の活動とは別に、地震、風水害等災害時の人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的として、災害時防災部を組織する。

(役員)

第2条 災害時の防災活動をより効果的に行うために、次のとおりの役員を置く。

- (1) 部長 1人
- (2) 副部長 1人
- (3) 班長 1人
- (4) 地区長 6人

(役員を選出)

第3条 役員は、次のように選出する。

- (1) 部長は、会長が兼任する。
- (2) 副部長は、本会の3人の副会長のうち1人を会長が委嘱する。
- (3) 班長は、規約第5条に定める防犯防災部の部長を会長が委嘱する。
- (4) 地区長は、本会区域の6ブロックからそれぞれ一人の隣組長を推薦し、会長が委嘱する。

(災害時における防災部の任務)

第4条 緊急事態発生の場合、地区長は班長に、班長は副部長及び部長に報告するとともに、相互に協力し、迅速に防災活動を行うものとし、概ね次のことを十分注意する。

(情報)

- (1) 地区内の被害状況を正確かつ迅速に把握し、本部に連絡するとともに、通報の伝達については、正確を期し、流言等による混乱防止につとめる。

(消火)

- (2) 火災発生の場合は、速やかに消防署へ通報し、付近住民と協力して、初期消火につとめる。

(救出・救護)

- (3) 災害時における倒壊家屋あるいはがけ崩れ等による被害者が発生した場合は、付近住民と協力して被害者の救出、救護、医療機関への連絡につとめる。

(避難)

- (4) 地震、火災、風水害等により、避難の必要が生じたときは、付近住民と協力して、安全地域への避難につとめる。

(警備)

- (5) 避難後における住民の警備を十分に行い、防犯、防火につとめる。

(給食・給水)

- (6) 災害時に、水、食料の供与の必要が生じたときは、地域住民と協力して供与に当たる。

(平常時の任務)

第5条 災害時防災部は、防災対策の検討及び災害発生時に備え、以下の活動を行う。

- (1) 防災知識の普及のため、パンフレットの配布、また、必要に応じて座談会、映画等の開催。
- (2) 各家庭に救急医薬品、備蓄食料、防災器具（消火器、汲み置き水、乾燥砂等）の整備の奨励。
- (3) 毎月1日を地域防災日と定め、家庭の火気使用器具の点検、地区内防災安全対策の検討。
- (4) 井戸の点検。
- (5) 必要に応じて個別又は総合訓練の実施。

(経費)

第6条 防災部の運営に必要な経費は、本会が支弁する。

(事業計画及び予算)

第7条 部長は、防災活動に関する年度事業計画及び予算を作成し、代議員会に提出する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、防災活動に必要な事項は、代議員会の承認を得て会長が別に定める。

(附則)

この規程は、昭和52年6月21日から施行する。

(附則)

この規程は、平成10年3月21日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 手当支給規程

(目的)

第1条 本会の役員、隣組長に対し、手当を支給することが出来る。

(手当支給額)

第2条 手当支給額は別表のとおりとする。

(手当支給額の決定と変更)

第3条 手当支給額は代議委員会で審議し、総会において承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、平成 27 年 4 月 26 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

役職名	支給額(年額)円
会 長	20,000
副 会 長	15,000
総 務	15,000
会 計	15,000
監 事	5,000
隣組長(事業部部長)	5,000
隣組長(事業部部員)	3,000

## 活動助成金支給規程

(目的)

第 1 条 本会会長が推薦する市の各種団体の委員に対し、活動助成金を支給することが出来る。

(助成金額)

第 2 条 助成金額は別表のとおりとする。

(助成金額の決定と変更)

第 3 条 助成金額は代議委員会で審議し、総会において承認を得るものとする。

(附則)

この規程は、平成 27 年 4 月 26 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

団体委員名	支給額(年額)円
衛 生 委 員	3,000
防 犯 指 導 員	3,000
交 通 指 導 員	3,000
青 少 年 指 導 員	3,000
体 育 普 及 員	3,000
民 生 委 員	3,000
消 防 団 員	3,000
スポーツ推進委員	3,000

## 旅費規程

(目的)

第1条 本会の用務をもって出張したときは、旅費を支給する。

(旅費の範囲及び支給額)

第2条 旅費の範囲及び支給額は、以下のとおりとする。

- (1) 伊勢原市内の場合（成瀬地区を除く）は、神奈川中央交通バス小金塚停留所を起点とする往復運賃に、日当 500 円を加えたものとする。
- (2) 伊勢原市以外の市町村の場合は、小田急線愛甲石田駅を起点とする往復運賃に、一日の場合は 1,500 円、半日の場合は 700 円の日当を加えたものとする。
- (3) 会長の命令を受けて、本会の用務のために出張したときは、本会の定める旅費請求書に所用事項を記入し、会計に請求するものとする。

(附則)

この規程は、昭和 52 年 6 月 21 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 5 年 3 月 28 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 功労者表彰規程

(対象及び基準)

第1条 本会は、会の役員として長年にわたる功労が認められ、退職時に代議員会において承認された者を表彰する。

- 2 役員以外で功労が認められた者については、その都度役員会で協議し、代議員会の承認を得て表彰する。

(方法)

第2条 被表彰者には、総会において賞状（額付）と記念品を授与する。

(経費)

第3条 表彰にかかわる経費は、本会予備費から支弁する。

(附則)

この規程は、平成 5 年 3 月 28 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 弔慰金規程

(目的)

第1条 本会は、会員の死亡に対し、弔慰金を支給する。

(支給額)

第2条 弔慰金の支給額は 5,000 円とする。

(その他)

第3条 この規程の他に必要な事項が生じた場合は、役員会において別に定めることができる。

(附則)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則)

この規程は、平成28年4月25日から施行する。

## ほっとスポット

小金塚地区には小金神社の社殿が建っています。ここは小金塚古墳後で、弥生時代からの集落が営まれた後に築かれたといわれています。 [小金塚古墳にリンク](#)